第４０回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成２２年１１月２６日（金）10:00 ～
場所　第２水産ビル　４Ｆ会議室

１　開　会

２　議　事

(1)　前回（第３９回）委員会での審議結果の確認について

(2)　分野別審議について

(3)　次回（第４１回）委員会について

(4)　その他

３　閉　会

【配付資料】

資料１　道民提案等の一覧表（特区提案として検討すべきもの）
資料２　道民提案の実現手法等に関する整理一覧表（特区提案として検討すべきもの）
資料３　分野別審議資料
資料４　「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設

第４０回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委　　員】

氏　　名	現　　職	備 考
五十嵐　智嘉子	（社）北海道総合研究調査会常務理事	副会長
井　上　久　志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会　長
河　西　邦　人	札幌学院大学経営学部経営学科教授	
竹　田　恒　規	北星学園大学経済学部講師	
南部 ﾕﾝｸｨｱﾝ しず子	光塩学園理事長	(欠　席)
宮　田　昌　利	㈱サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	
湯　浅　優　子	農業・ファームイン経営	

（50 音順）

【事　務　局】

氏　　名	役　　職
斎　藤　正　紀	北海道総合政策部地域主権局広域連携担当局長
本　間　研　一	北海道総合政策部地域主権局参事
伊　藤　徹　彦	北海道総合政策部地域主権局参事

資料１

道民提案等の一覧表（特区提案として検討すべきもの）

区分	大分類	項　　目	NO	35回	36回	37回	38回	39回	40回
（1）	A地域医療	携帯型心電計に関する使用制限緩和	269		○	○	○	○	
		診療看護師の制度化に向けた規制緩和	284			○	○		
	C土地利用	農用地の活用	270		○				
	D経済振興	企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充	271		○				
		地域観光の振興	272		○	○			
	H地域振興	道路・河川に係る権限移譲	273		○				
		地方自治法施行令第158条における「寄付金」取り扱いの特例	**274**		○		○	○	○
		北海道特定活動法人制度の創設	275	○		○			
		認定NPO法人制度の認定要件	**276**	○				○	○
		NPOバンク支援	277	○					
		法人税率と贈与税率の特例	278		○				
		ゴールデンウィーク特区	279		○				
		国からの権限・事務移譲	280		○				
		ポストバス	**281**		○	○	○	○	○
		国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外	282			○			
16件	J福祉	地域通貨を利用した社会福祉に係る給付	283			○			
（2）	D経済振興	カジノの振興	54						
		（小樽市への）カジノの設置（誘致）	215						
		自由貿易地域指定	69						
		空港の一括管理	75						
3件		千歳空港のハブ空港化	221						
（3） 1件		「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設	②						○

注）　1)　**太字**は、第35回～39回検討委員会審議の結果、今後、資料等を調整の上、再度検討を行う予定のもの。

2)　区分の(1)は「道民提案（新規）案件」、(2)は「道民提案継続審議案件」、(3)は「庁内提案継続案件」。

資料　2

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表【特区提案として検討すべきもの】

大分類	A　地域医療対策

中分類 <小分類>	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
A その他 <その他>	２６９ 携帯型心電計に関する使用制限緩和	携帯型心電計について、ヘルパーや介護員が在宅患者等の第三者に使用できるようにする。 その上で、保健所、医療機関、住民を通信ネットワークで結ぶシステムの導入を図ることにより、心臓病の早期発見や適切な治療を行う。	１	１	・　心臓の健康管理を図るため、自分で簡単に心電図測定ができる「携帯型心電計」が開発され、市販されており、この携帯型心電計で測定したデータを電話回線で送信し、測定結果が心電図となって本人に届けられるシステムも開発されている。 ・　この「携帯型心電計」は自ら使用することを予定しているものであり、これを他者に対して使用すると、「医行為」である心電図検査にあたると解されている。 ・　「医行為」である心電図検査は、医師、看護師、准看護師、臨床検査技師以外の者は行うことができないとされている。 医師　：　医業として可能（医師法第１７条） 看護師　：　診療の補助として可能（保健師助産師看護師法第５条） 臨床検査技師：　厚生労働省令で定める生理学的検査として可能。（臨床検査技師等法施行規則） ・　高齢者介護等の現場で「医行為」にあたるか判断に疑義があった行為について、原則として「医行為ではない」と考えられるものが厚生労働省通知により示されている。（Ｈ１７年７月２６日厚生労働省医政局長通知） 原則として医行為ではないと考えられるもの ～体温測定、血圧測定、軽微な傷の処置、爪切り等 〈過去の類似提案の検討状況〉 ○介護福祉士の業務拡大（たんの吸引・経管栄養） ・提案内容　在宅介護の現場において、介護福祉士が一定の要件のもとに医行為である「たんの吸引」「経管栄養」を可能にする。 ・審議経過　第25回～第28回検討委員会で審議。 看護協会等の了解を得る必要があることなどから、一旦審議終了となった。	心電図検査について医行為に当たらない旨の通知が国より発出されること。	【メリット】 ・　介護福祉士が訪問介護等の際に携帯型心電計を使用することにより、心臓病の早期発見・治療等に役立つ可能性がある。 【デメリット】 ・　医学的知識及び技術がない者が医行為である心電図検査を行うことにより、健康被害が生じる恐れがある。		保） 医療薬務課	3402A

（第３６回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　携帯型心電計の使用に限らず、遠隔医療など、情報通信ネットワークを活用した「医療情報ネットワーク」を構築する観点から、検討を深めていってはどうか。 ○　医師不足や看護師不足の中で、介護職員の業務の拡大という観点で考えることも重要。 ○　検討の方向として、①携帯型心電計の使用が医行為ではないようにする、②情報通信ネットワークを活用して地域医療を立て直す「医療特区」的なものを検討する、という方向がある。	○　議論を踏まえて、 ①携帯型心電計の使用が医行為ではないようにする ②情報通信ネットワークを活用した地域医療（遠隔医療）での課題を探る の両面から検討を深めていく。

（第３７回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　遠隔医療において、在宅患者の受診を支える人的サポートが課題となっており、在宅で介護職員が行うことができる業務の拡大が求められる。 ○　介護職員の業務拡大（たんの吸引・経管栄養）については、過去にも検討し、答申には至らなかったが、携帯型心電計の使用も含めて、あらためて検討を深めるべき。 ○　介護職員のたんの吸引・経管栄養について、特別養護老人ホームでは可能になったが、在宅まで広げることが課題。実際に在宅でどれくらい困っているのか知りたい。	○　在宅患者に対するケアとして、介護職員が行うことができる業務の拡大について、携帯型心電計の使用も含めて、検討を深めていく。

〈介護職員の業務拡大に関する最近の動き〉

・　厚生労働省「チーム医療の推進に関する検討会報告書」(平成22年3月19日)

> 介護職員による一定の医行為の具体的な実施方法について、別途早急に検討すべきである。

・　厚生労働省は、特別養護老人ホームでの介護職員による「口腔内のたんの吸引」と「胃ろうによる経管栄養」について、一定の条件の下に認める旨の通知を発出。(平成22年4月１日)

・　行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会第1次報告書」

> 特別養護老人ホームの介護職員に実施が許容された医行為を、広く介護施設等において、一定の知識・技術を習得した介護職員に解禁する方向で検討する。

・　日本医師会の見解(平成22年6月23日)

> ・法的に整理を行った上で「医行為ではない」と明確に示される行為について、必要な研修を受け、認められた介護職員が行うことには、問題はないと考える。
> ・しかし、法的に認められた医療職種以外の者が「医行為」を実施することは容認できない。

・　厚生労働省は、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」を立ち上げ（平成22年7月)、中間的な整理を発表（平成22年８月）

～「たんの吸引」と「経管栄養」について、介護職員が施設や在宅において実施するために、医師・看護師との連携体制や研修等のあり方などを示しており、今後全国40カ所程度で試行事業を実施する予定。

・ 障害者団体等からは、「たんの吸引」と「経管栄養」以外にも、介護職員等が実施できるように規制緩和の要望あり。
（自己導尿の補助、摘便、人工肛門、インシュリン注射等）

・　北海道医師会との意見交換（平成22年9月7日）

> ・携帯型心電計は心臓病の早期発見のためでなはく、経過観察のために使用するもの
> ・仮に心臓病の早期発見に活用するのであれば、心電計のデータを病院に速やかに送り、改めて病院で心電図検査を行い、必要な治療を受ける仕組みがあることが必要。
> ・介護職員が自らの判断で心電計を装着することは、医行為に当たり、事故があった場合には責任を問われる。
> ・携帯型心電計以外の行為についても、実施による出血、発熱、ショック状態に陥ることがあり、安易に考えることができない手技であり、医行為から除外することは賛成できない。

（第３８回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　携帯型心電計に限らず、自宅で計測したデータを電送して、医師の診断や検査に活用する遠隔医療の先進地を目指すような特区提案を取りまとめていくべき。 ○　遠隔医療でも、他人に機器を装着して使用すると、現行制度では医行為になる。介護職員が一定の研修を受けて使用できるようにしていくべき。 ○　介護職員の業務拡大については、過去に議論したが答申には至らなかった。遠隔医療を前面に出して、課題を探って提案していく方向がよいのではないか。 ○　遠隔医療での課題については、次回答申には間に合わなくても、事例を集めて幅広く検討していく必要がある。 ○　在宅での介護職員が実施可能な行為の拡大については、携帯型心電計以外でも、在宅介護の現場や患者の立場に立って検討していく必要がある。	○　議論を踏まえて、 ①在宅での介護職員が実施可能な行為の拡大 ②在宅での遠隔医療における規制の緩和 の両面から、さらに検討を深めていく。 ○　検討に当たって、事務局において、在宅での介護現場におけるニーズの把握や、関係団体の意見聴取を行う。

（第３９回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　心臓病のような人命に関わる病気は、速やかに専門家に診てもらうのが最も良い方法であり、専門家以外の者が携帯型心電計を使用することは、患者の異状を見落とす危険性を伴っている。 ○　携帯型心電計の使用について、患者団体や介護関係団体から特に要望は寄せられていない。 ○　介護職員の業務拡大については、国で「たんの吸引」と「経管栄養」についての試行事業を行うので、その検討結果を見極めるべき。 ○　遠隔医療における規制の緩和については、規制の実態や課題等を具体的に洗い出していく必要がある。	○　議論を踏まえて、 ①携帯型心電計の使用を含めて、介護職員の業務拡大については、国の「たんの吸引」等の検討結果を見極めることとし、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。 ②遠隔医療における規制の緩和については、第６回答申を見据えて、実態や課題の把握等を進めていく。 ○　今後、医師会等から医療現場での制度改善の提案等があれば、本委員会として積極的に議論していく。

大分類	Ｈ　地域振興対策

<table>
<tr><th>中分類
<小分類></th><th>細分類</th><th>概　　要</th><th colspan="2">提案数</th><th>事実関係等の整理</th><th>実現するために
考えられる手法</th><th>実現した場合に考えられる
メリット・デメリット</th><th>摘　要</th><th>関係
部課</th><th>個票
番号</th></tr>
<tr><td>Ｈ

地方自治の強化
＜自治体財政・会計の改善＞</td><td>２７４
地方自治法施行令第１５８条における「寄付金」取扱いの特例
（コンビニでのふるさと納税）</td><td>コンビニエンスストアでのふるさと納税を可能にする。

現在、地方自治法施行令第１５８条に掲げる普通地方公共団体が私人に委託できる歳入に「寄付金」が入っていないため、コンビニエンスストアでの寄付金の収納ができない。
利用者により利便性の高いコンビニエンスストアでの収納を可能にすることで、ふるさと納税への関心等を向上させる。</td><td>１</td><td>１</td><td>＜ふるさと納税制度＞
平成２０年４月に施行された「地方税法等の一部を改正する法律」により、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村へ５千円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から５千円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、一定の限度額まで税額控除する「寄附金」税制が創設された。
この制度は、全国のどこに居住している人であっても、自分が応援したい市区町村・都道府県を自由に選択して、住民税の一部を納めることができることとなっている。

＜地方公共団体が私人に委託できる歳入＞
普通公共団体が私人に徴収又は収納の委託することができる歳入は、地方自治法施行令第１５８条に制限列挙されており、「寄附金」（＝ふるさと納税）は委託できないものとなっている。

＜コンビニ納税＞
平成１５年度より地方自治法施行令第１５８条の２が新設され地方税については、収納事務を私人に委託することが可能となり、コンビニ納税が実現。道でも平成１９年度より自動車税の収納事務を道外を含めた主要コンビニにおいて実施している。

＜クレジットカードによる納付＞
地方自治法第２３１条の２第６項に定められている「指定代理納付者制度」という仕組み（地方公共団体が指定したクレジットカード会社（指定代理納付者）による立替払いを認める）を活用することにより、現行法上可能となっている。
道内においては、夕張市と小樽市がすでにインターネット上でクレジットカードによるふるさと納税の納付を受け付けている。</td><td>地方自治法施行令の改正
（私人に収納を委託できる事務に寄附金を追加）</td><td>【メリット】
・寄附者にとっての利便性が向上（昼夜を問わず寄附金の払い込みが可能、収納事務の取扱機関が大幅に拡大）
・ふるさと納税制度への理解・関心が高まる
【デメリット】
・収納に関する手数料やバーコード付与に関する費用などの負担が新たに発生</td><td></td><td>総政）
地域づくり支援局</td><td>2401H</td></tr>
</table>

（第３６回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　地方自治体も寄付金による支援を募り、地域に寄付文化を根付かせるという観点から検討すべき。 ○　金融機関や郵便局で振り込み可能であれば、コンビニまで広げる必要性は薄いのではないか。 ○　コンビニだけでなく、インターネット上でクレジットで寄付金が出せるようになれば良い。 ○　費用対効果の問題はあるが、現状でできないものを可能にする仕組みをいかに作っていくかは検討できる。 ○　寄付した人が自分の寄付金の使い道を指定できるような仕組みができれば、より良い。	○　議論を踏まえて、次回以降、検討委員会で検討を深めていく。

（第３８回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　国の回答では、コンビニは銀行窓口と違って24時間対応可能という点が考慮されていない。コストをかけても、何倍も収入が増えれば、経済性はあるのではないか。 ○　道内市町村にアンケートを行い、コンビニでのふるさと納税の実施意向を把握しておくことが必要。提案が実現したのに、コストが高くて実施する市町村がないということがないように。 ○　コンビニ側（収納代行業者側）ではどういった条件であれば実施可能なのかも調査しておくべき。 ○　現行制度で認められているクレジットカード決済の方が、手数料は高いのではないか。	○　道内市町村に対するアンケート調査を実施し、その調査結果を踏まえて、さらに検討を深めていく。

＜構造改革特区における類似提案の状況＞

大阪府箕面市が構造改革特区で「ふるさと納税に係る私人への公金取扱いの緩和」を提案し、平成２２年２月に、国（総務省）は下記趣旨の回答を行っている。

・私人の公金取扱いについては、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合に、一定限度で取扱いを認めるもの。寄附金については、相手方が特定される歳入であり、常時徴収するものでもないことから、委託することが経済性の要件に合致しないと考える。

〈北海道内の動き〉

・　北海道市長会では、平成20年度より総務省に対して「寄附者の利便性向上を図るため、コンビニ等で寄附金の収納ができるようにすること」を要望。

〈ふるさと納税に関する必要経費〉（収納代行業者からの聞き取り）

・イニシャルコスト（契約料金など）　0～100,000円
・ランニングコスト　月額基本料金　10,000～15,000円
　１件あたり手数料　60円～120円
※処理件数の多寡、その他の条件により変動する

〈道内市町村へのアンケート実施〉

・ふるさと納税の実施状況、現在の収納方法
・コンビニ収納の導入希望の有無
・導入が可能と考える手数料、年間基本料
・導入により増加が見込まれる件数

（第３９回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（発言要旨）	対応方向
○　コンビニでのふるさと納税について、北海道市長会でも要望を行い、大阪府箕面市が構造改革特区で提案しても実現されていない。アンケート調査によって、経費負担しても実施したい市町村が相当数あることを具体的に示していかなければならない。 ○　ふるさと納税を活性化するために、市町村が創意工夫していくことを後押しすることは重要。	○　道内市町村に対するアンケート調査結果を踏まえて、第５回答申に向けて検討していく。

<table>
<tr><th>中分類

<小分類></th><th>細分類</th><th>概　　要</th><th colspan="2">提案数</th><th>事実関係等の整理</th><th>実現するために
考えられる手法</th><th>実現した場合に考えられる
メリット・デメリット</th><th>摘　要</th><th>関係
部課</th><th>個票
番号</th></tr>
<tr><td>H

地方自治の強化＜市民活動・ボランティア活動の活性化＞</td><td>２７６
認定ＮＰＯ法人制度の認定要件</td><td>認定ＮＰＯ法人制度の認定要件の厳しさが制度の推進を妨げている。
NPO法人の大半が認定ＮＰＯ法人の認定要件であるパブリックサポートテストの５分の１という時限的に緩和された基準であっても満たすことができない。これを理由として認定ＮＰＯ法人制度の利用を希望しない法人が多数ある。
認定ＮＰＯ法人制度の認定要件を緩和し認定書類の煩雑さを改善することで、ＮＰＯ活動を発展させる。
（パブリックサポートテストの要件を大幅に緩和することと、提出書類を簡素化し他の書類でも代用を可能にするなどの改正をする。）</td><td>2</td><td>1</td><td>・　特定非営利活動促進法により、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対して、企業等が寄附をした場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除など税制上の特例措置が適用される。（特定非営利活動促進法第46条の２、租税特別措置法第66条の11の2）
・　認定NPO法人制度による税制上の特例措置
①　法人の寄附金に対する特例（一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入が可能
②　個人の寄附金に対する特例（寄附金控除を適用）
③　相続人が寄附した相続財産に対する特例（相続税の課税価格の計算に参入しない）
④　認定NPO法人のみなし寄附金制度（収益事業から収益事業以外に支出した金額を寄附金とみなし、損金算入が可能）

・　認定NPO法人の要件
①　パブリックサポートテスト（PST）
～実績判定期間（過去5事業年度）の寄附金等収入金額が経常収入金額の5分の１以上を占めていること（小規模団体に対する特例あり）
※　制度発足当初は3分の1以上であったが、15年から5分の1以上に緩和
②　活動対象～会員など特定の者に対する活動が全事業活動の２分の１未満であること
③　運営組織・経理～役員のうち親族関係のある者が3分の1以下であることなど
④　事業活動～特定非営利活動に係る事業費が総事業費を8割以上を占めることなど
⑤　情報公開～事業報告書、役員名簿、資金に関する事項などを閲覧させることなど
・　認定を受けるための手続きは、申請書に上記の要件を満たしていることを説明する書類を添付して、所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する。
・　道におけるNPO法人認証数１６０６団体（平成22年10月末現在）のうち、認定NPO法人は４団体のみ。（全国でも１８６法人、平成22年10月1日現在）このように認定NPO法人数が少ないのは、パ ブリックサポートテストなど認定要件が厳しいこと、提出書類が煩雑であること、審査期間が長い（標準処理期間６ヶ月）ことなどによるものと考えられる。</td><td>租税特別措置法の改正及び施行令の改正（認定NPO法人の要件緩和、認定権限の道への移譲など）</td><td>【メリット】
・　企業や個人からNPO法人への寄附が増加し、活動促進に繋がる。</td><td></td><td>環）
道民文化振興課</td><td>1413H
1414H</td></tr>
</table>

（第３５回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対 応 方 向
○　認定ＮＰＯ法人については、事業型ＮＰＯ法人が利用しやすくなるようパブリックサポートテストの認定要件を緩和してはどうか。 ○　地域主権型社会を目指す上で、ＮＰＯを育成することは重要。 ○　ＮＰＯ法人に寄付が集まりやすくして、全国に先駆けて活性化させていくことを、北海道として早く進めるべきである。 ○　認定ＮＰＯ法人は国税庁が認定している。税の優遇措置を受けられる社団法人・財団法人の公益認定は北海道の機関である公益認定等審議会で行っている。そこで、これに関連して、次の３つのポイントを提案したい。 ①認定ＮＰＯ法人の認定権限を国税庁から北海道に移す ②認定基準について、北海道に裁量権を与える ③認定ＮＰＯ法人の税制優遇を公益法人と同程度にする	○　提案があった３つのポイントに沿って、次回以降、検討委員会で検討を深めていく。

（第３７回提案検討委員会において事務局から報告）

○　政府税制調査会「市民公益税制プロジェクトチーム」の中間報告（4月8日）において、認定NPO法人に関する制度改正の方向性が示された。

①認定権限　都道府県等が認定を行う仕組みを地方団体と協議しつつ検討

②認定基準　認定基準（PST要件等）の緩和、地方自治体が条例で指定したNPO法人を認定NPO法人に認定する仕組みの導入

③税制優遇　みなし寄附金制度での損金算入できる割合を他の公益法人並みに引き上げ

国は平成23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計を進めることとしている。

〈認定NPO法人に関する制度改正に向けた最近の国の動き〉

○　内閣府・平成23年度税制改正要望(平成22年8月)

（政府税制調査会「市民公益税制PT」中間報告を踏まえて要望）

①認定権限

NPO法人の設立認証を行う都道府県等が認定NPO法人の認定を行う仕組みについて、今後、地方団体と協議し検討する。

②認定基準

・PSTに3000円以上の寄附者が100名以上で判定できる基準を導入

・地方自治体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき指定したNPO法人については、PST要件等を求めない

③税制優遇

・みなし寄附金制度での控除限度額を、学校法人・社会福祉法人並の所得金額の50%（または200万円）へ引き上げる

・所得税に税額控除方式を導入し、所得控除の選択制とする

○　NPO側の意向（北海道NPOサポートセンターに聴取）

・内閣府の税制改正要望の内容は、「NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会」としての要望がほぼ盛り込まれており、これが確実に実現されることを期待。

・しかし、「認定権限」の移譲については、今後の進め方が明らかにされておらず、実現されるか不明。今後のさらなる情報収集や働きかけが必要。

（第３９回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

（事務局から報告）

○　認定ＮＰＯ法人の認定基準の緩和及び地方自治体への裁量権の導入、税制優遇の公益法人並みの引き上げについては、内閣府が財務省に提出した「平成23年度税制改正要望」をもとに、国において検討が進められているが、認定権限の都道府県への移譲については、具体的な検討が進んでいない状況。

論　点　（　発　言　要　旨　）	対 応 方 向
○　ＮＰＯにとっては、認定要件の緩和や税制優遇措置の拡充は良いことだが、行政にとっての税収減という影響も考慮しておくべき。 ○　認定権限の移譲を国に提案する際には、道としての業務処理のスキームも具体的に検討しておくべき。	○　国の動向を見据えながら、「認定ＮＰＯ法人の認定権限の移譲」について、第５回答申に向けて検討していく。

中分類 <小分類>	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
H 地域活性化 ＜その他＞	２８１ ポストバス （過疎地域における自動車運送の貨客混載）	自動車輸送の貨客混載を認め、過疎地域の足を確保する。 日本ではバスに小荷物の運搬を託すことが認められているが、貨物が主のところに旅客を乗せることは認められていない。 荷物と人を一緒に運ぶことができれば、過疎地での地域の足を確保することができ、福祉、環境、観光等で様々なメリットが生まれる。具体的には、郵便輸送、宅配便、コンビニのトラック輸送等を想定。 なお、スイスやイギリスには「ポストバス」と呼ばれる郵便輸送と旅客輸送を一体化した輸送システムがある。	1	1	（貨客混載について） ・　道路運送法により、有償で旅客輸送を行う場合は、一般旅客自動車運送事業の許可を国土交通大臣に受けなければならないとされている。（道路運送法第４条） ①一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス、高速バス等） ②一般貸切旅客自動車運送事業（観光バス等） ③一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー、ハイヤー等） ・　一方、貨物自動車運送事業者は、災害などの場合を除き、有償で旅客の運送をしてはならないとされている。(同法第８３条) ・　なお、一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができるとされている(他県で実例あり)（同法第８２条） （郵便物の輸送について） ・　郵便物の輸送については、郵便物運送委託法により、専ら郵便物の運送等に使用している車両に、郵便取扱員以外のものを乗せてはならないとされている。 （自家用有償旅客運送について） ・　徳島県上勝町で、平成15年、構造改革特区における特例措置として、自家用車を使用したNPO等による有償運送が認められ、平成16年より全国展開された。 ・　平成18年10月、道路運送法が改正され、福祉有償運送及び過疎地有償運送が、「自家用有償旅客運送」の類型として法的に位置づけられた。（道路運送法第78条） ・　自家用有償旅客運送を行う者は、国土交通大臣の登録が必要とされている。（同法第79条） ①市町村運営有償運送（市町村が行う過疎地での住民向け運送又は要介護者や身体障害者等の運送） ②福祉有償運送（NPO等が行う要介護者や身体障害者等の運送） ③過疎地有償運送（NPO等が行う過疎地での会員向けの運送） ・　福祉有償運送及び過疎地有償運送の登録を受けるためには、市町村等が主宰し、地域の関係者で構成する「運営協議会」の合意が必要とされている。 ・　国土交通省では、出先機関の事務権限の自己仕分けにおいて、「自家用有償旅客運送について、市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する」としている。（平成22年9月）	道路運送法の改正 (貨物自動車による有償旅客輸送を実現) (自家用有償旅客運送の要件を緩和し、貨物自動車での旅客輸送を可能にする) 郵便物運送委託法の改正 (郵便自動車による有償旅客輸送を実現)	【メリット】 ・過疎地域など不採算路線における公共交通の確保が可能。 【デメリット】 ・利用者の安全確保がなされない。 ・貨客同時輸送が可能な新車両の導入にコストがかかる。 ・事業自体に対する需要が不明。		総政） 地域 交通課	1411H

（第３６回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　郵便車や宅配便など小型の車両で旅客を運ぶことができれば、過疎地などでニーズがあるのではないか。安全に旅客を運ぶためにいろいろと条件を整える必要があるだろうが、検討すべき。 ○　旅客混載については、栗山町で実証実験をしたことがあるので、そうした事例も調べるべき。	○　事務局において道内の事例調査や日本郵政へのヒアリングなどを行い、次回（第３７回）委員会において、本件提案の取り扱いについて決定することとする。

（第３７回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　提案の趣旨は、過疎化や高齢化が進展する中で、地域の足を確保するための新たな手法を導入しようとするもの。従来の発想にとらわれず、積極的に検討すべき。 ○　過疎地域の交通をどう維持していくかという広い視野で検討すべき。徳島県上勝町では地域住民によるタクシー運行が構造改革特区で認められている例があり、このようなポストバス以外の手法についても情報収集すべき。 ○　高齢者の足の確保の問題は、過疎地に限らず都市部でもある。福祉有償運送のような会員制でなく、不特定多数を対象にした手法も探るべき。	○　過疎化や高齢化が進展する中で、地域の公共交通をいかに確保していくかというテーマで、検討を深めていく。 ○　検討に当たって、事務局において、宅配事業者へのヒアリングや構造改革特区などの事例調査を行う。

（第３８回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　イギリスのポストバスの導入経過を参考にすると、民間事業者が参入しやすいような仕組みは重要。 ○　札幌市と宅配事業者が協力して、地下鉄で宅配便の荷物を運搬する実証実験を行うという動きもある。	○　宅配事業者での検討結果を待って、さらに検討を深めていく。

					・　自家用有償旅客運送については、国土交通省令や運用通知等により、運行主体、使用する車両、運賃基準等が細かく規定されており、市町村に権限が移譲されても、創意工夫や裁量の範囲が限られている。	（第３９回提案検討委員会における分野別審議の論点整理） 論　点　（　発　言　要　旨　） ○　自家用有償旅客運送の見直しと道民提案のポストバスの発想を組み合わせて、例えば、貨物車両での旅客運送を可能にすることや、運行主体に株式会社も認めるといったことを検討してはどうか。 ○　幼稚園や保育園でも送迎バスを持っており、学校法人が保有する車両も使えるようにしてはどうか。 ○　地域の貴重な資源を有効に活用するという視点で、幅広に考えていくべき。 対　応　方　向 ○　議論を踏まえて、自家用有償旅客運送に係る権限移譲と規制緩和について、第５回答申に向けて検討していく。

資　料　3

分野別審議資料

○　地方自治法施行令における「寄附金」取扱いの特例　------　1

○　認定ＮＰＯ法人制度の認定要件の緩和　----------　１８

○　ポストバス　----------　３１

地方自治法施行令における「寄附金」取扱いの特例について

1　ふるさと納税制度について

・　平成２０年４月に施行された「地方税法等の一部を改正する法律」により、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村へ５千円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から５千円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、一定の限度額まで税額控除する制度が創設された。
・　この制度は、全国のどこに居住している人でも、自分が住んでいる都道府県・市町村に納めるべき住民税の一部を、出身地に限らず、自分が応援したい市町村・都道府県に納めることができるというもの。
・　税額控除の額の例（目安）
　給与収入７００万円で夫婦子供２人のケース
　　寄附金額　３万円　→　控除される税額　２万５千円
　　〃　　５万円　→　　〃　　３万８千４百円
・　寄附金の納付方法は、道においては、指定の金融機関での振込み、または現金書留で受領している。
・　道では、いただいた寄附金は「北海道ふるさと寄附基金」に積み立て、地域活性化、環境保全などの事業に活用している。（H20 個人からの寄附金額 54 件　4,660 千円）

2　地方公共団体が私人に徴収・収納の事務を委託できる歳入について

・　普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入は、地方自治法施行令第１５８条により限定され、寄附金は委託できないものとなっている。
・　なお、平成１５年度の税制改正に伴って、地方自治法施行令第１５８条の２が新設され、地方税については、収納事務を私人に委託することが可能となり、いわゆる「コンビニ納税」が可能となった。
・　北海道においても、平成１９年度より、自動車税の収納事務を、道外を含めた主要コンビニにおいて実施している。

■地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）
（歳入の徴収又は収納の委託）
第百五十八条　次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。
一　使用料
二　手数料
三　賃貸料
四　物品売払代金
五　貸付金の元利償還金
第百五十八条の二　普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

「ふるさと納税」制度による住民税の寄附金控除について

■制度の概要

- 個人の方が、市区町村や都道府県に5，000円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から5，000円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、寄附金控除により一定の限度まで全額控除する制度です。
- 寄附対象は出身地に限らず、全国すべての市区町村・都道府県に寄附した場合でも控除の対象となります。
- この制度による控除を受けようとする場合には、最寄りの税務署で確定申告をしてください。（所得税の軽減を受けない方は、市町村に対する簡易な申告（寄附金税額控除申告書）によることができます。）

■軽減額の計算例

◎給与収入700万円で夫婦子供2人のケース

・所得税の限界税率10%

・住民税所得割額　29万3,500円

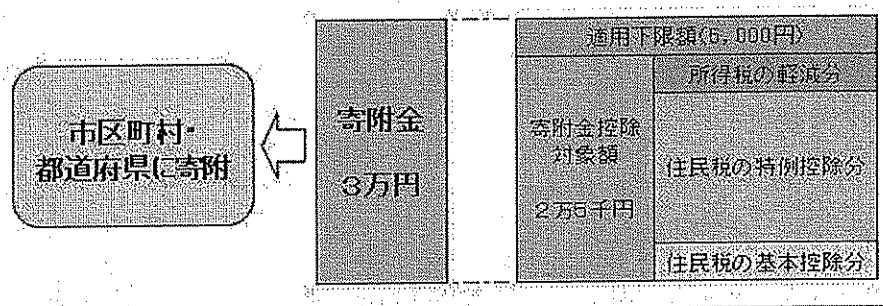

区分	寄附金控除額	寄附金控除額の計算方法
所得税の軽減分	2,500円	寄附金控除対象額×所得税の限界税率
住民税の特例控除分	2万0,000円	寄附金控除対象額×（90%－所得税の限界税率）
住民税の基本控除分	2,500円	寄附金控除対象額×10%
寄附金控除額の合計	2万5,000円	－

※1 特例控除分の上限は、住民税所得割額の10%です。
※2 基本控除分の上限は、[総所得金額等の30%－5,000円]の10%です。

○控除額の計算の詳細は、こちらをご覧ください。

■税額の軽減額の具体例（家族構成、給与収入別）

◎この軽減額の表は、一定の社会保険料控除等が適用された場合の試算ですので、あくまで目安としてご利用ください。（※軽減額は、家族構成や収入額のほか、生命保険料控除などの額によっても異なります。）

区分		寄附金額	軽減される税額			自己負担額
家族構成	給与収入		所得税	住民税	合計額	
	年収500万円	1万円	500円	4,500円	5,000円	5,000円
		3万円	2,500円	22,500円	25,000円	5,000円
		5万円	4,500円	30,600円	35,100円	14,900円
		10万円	9,500円	35,600円	45,100円	54,900円
		1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円

単身	年収700万円	3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	50,000円	69,000円	31,000円
	年収1,000万円	1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
		3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	74,600円	93,600円	6,400円
夫婦のみ	年収500万円	1万円	500円	4,500円	5,000円	5,000円
		3万円	2,500円	22,500円	25,000円	5,000円
		5万円	4,500円	27,300円	31,800円	18,200円
		10万円	9,500円	32,300円	41,800円	58,200円
	年収700万円	1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
		3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	46,700円	65,700円	34,300円
	年収1,000万円	1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
		3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	71,300円	90,300円	9,700円
夫婦子2人（子1人は特定扶養）	年収500万円	1万円	300円	4,700円	5,000円	5,000円
		3万円	1,300円	16,100円	17,400円	12,600円
		5万円	2,300円	18,100円	20,400円	29,600円
		10万円	4,800円	23,100円	27,900円	72,100円
	年収700万円	1万円	500円	4,500円	5,000円	5,000円
		3万円	2,500円	22,500円	25,000円	5,000円
		5万円	4,500円	33,900円	38,400円	11,600円
		10万円	9,500円	38,900円	48,400円	51,600円
	年収1,000万円	1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
		3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	63,500円	82,500円	17,500円

※所得税の軽減分については、寄附をした年分の所得税から控除されます。
※住民税の軽減分については、寄附をした年の翌年に課税される住民税から控除されます。（平成20年に寄附した場合は、平成21年度に課税される住民税から控除されます。）

■関係リンク

○ふるさと北海道応援サイト（北海道への寄附の情報）
（知事政策部政策審議局のページにリンクします。）

○総務省のホームページ（個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました）
（総務省のページにリンクします。）

■このページに関するお問い合わせは

○「ふるさと納税」制度による住民税の寄附金控除に関すること
総務部財政局税務課
所在地：060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-204-5061 FAX：011-232-3798
Mail：somu.zeimu1@perf.hokkaido.lg.jp

○北海道への「ふるさと納税」に関すること
総合政策部地域づくり支援局
所在地：060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-204-5148 FAX：011-232-1053
Mail：sogo.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp

クレジットカードによるふるさと納税の納付について

・　クレジットカードによる公金の納付については、地方自治法第２３１条の２第６項に定められている「指定代理納付者制度」という仕組み（地方公共団体が指定したクレジットカード会社（指定代理納付者）による立替払いを認める）を活用することにより現行法上可能となっている。

本人がクレジットカードを利用（納付申し出）
↓
クレジットカード会社が地方公共団体に立替払
↓
クレジットカード会社が本人に請求

・　この制度を活用して、クレジットカードによる納付をすることができる歳入の範囲は、法律上限定されておらず、ふるさと納税（寄付金）の納付も可能である。

・　道内においては、夕張市・小樽市がすでにインターネット上でクレジットカードによるふるさと納税の納付を受け付けている。（北海道庁では実施していない。）

（クレジットカードによる公金納付の流れ）

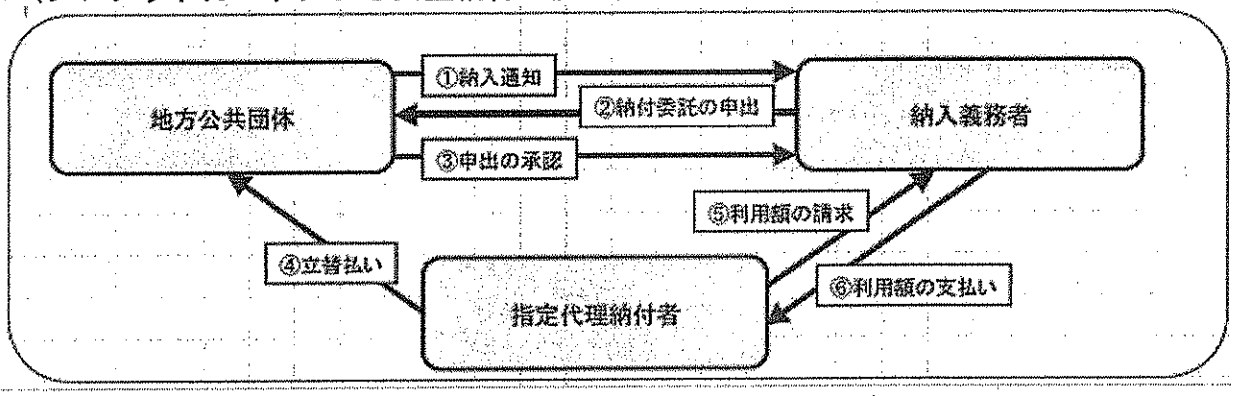

＊この制度は、指定代理者による立替払いであることから、地方自治法施行令第１５８条の収納事務の委託とは制度上異なるものである。

地方自治法　第二百三十一条の二　（証紙による収入の方法等）

6　普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。

7　前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。

税金のコンビニ収納について

1 税金のコンビニ収納の仕組み

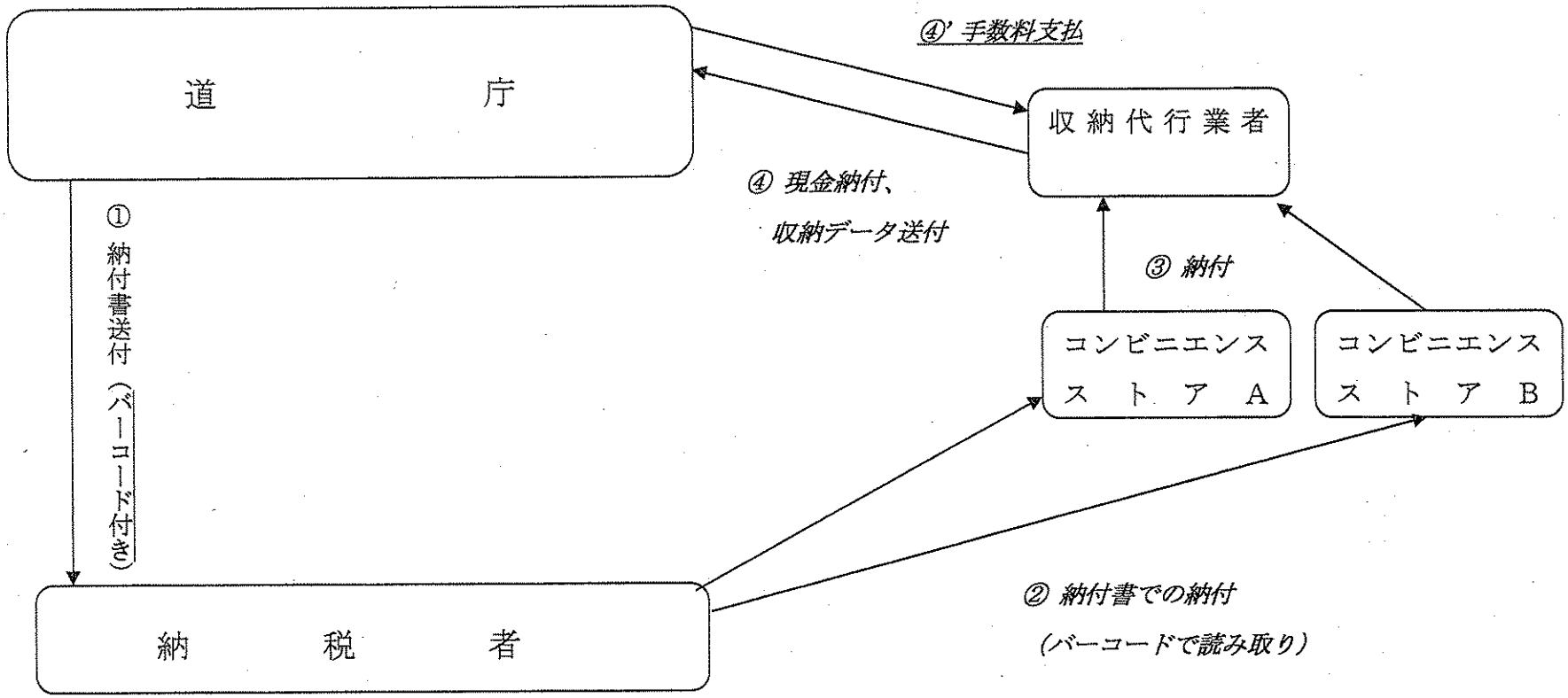

2 道内市町村における税金（地方税）のコンビニ収納の実態

区　　分	市町村数	コンビニへの収納委託実施数
市	35	6
町　村	144	10
計	179	16

※ 平成21年度道調査による。なお、市町村ごとに対象となる税目は異なる。

コンビニエンスストアでのふるさと納税制度（案）と想定される課題

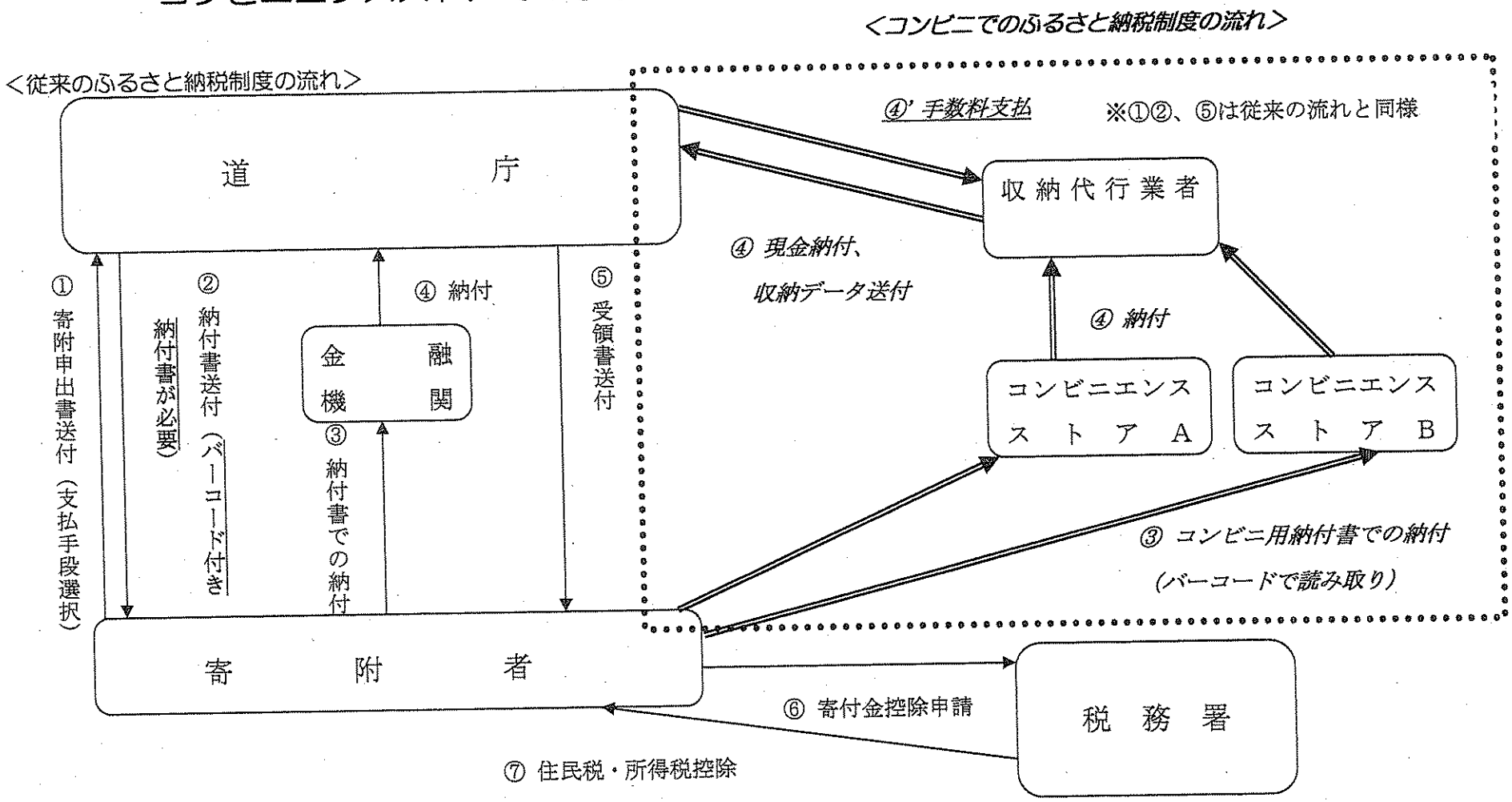

【想定される課題】

① 経済性の確保（費用対効果）	②ふるさと納税コンビニ収納のためのシステム構築
・処理件数が圧倒的に少ないため、手数料等が割高になると想定。 →処理件数の増加か、手数料の引き下げが必要。	・公金の取扱を企業に委託するため、安全かつ確実なシステムの構築が必要（バーコード付き納付書の作成など） →既存の仕組みをできる限り活用し、費用発生を抑えていく。

04 総務省 特区第16次 再々検討要請回答

管理コード	040040	プロジェクト名	
要望事項（事項名）	ふるさと納税に係る私人への公金取扱いの緩和	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	1011020
提案主体名	箕面市		

制度の所管・関係府省庁	総務省
該当法令等	地方自治法第 243 条 地方自治法施行令第 158 条第 1 項

制度の現状

◇地方自治法（昭和22年法律第67号）

（私人の公金取扱いの制限）

第二百四十三条　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

◇地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（歳入の徴収又は収納の委託）

第百五十八条　次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

一　使用料

二　手数料

三　賃貸料

四　物品売払代金

五　貸付金の元利償還金

2～4（略）

求める措置の具体的内容

現在ふるさと納税の収納事務については、地方自治法及び地方自治法施行令により私人に委託できないことになっている。

ふるさと納税利用者の利便向上及びふるさと納税の促進のために、収納事務を私人に委託できるよう緩和措置を求める。

具体的事業の実施内容・提案理由

現在、私人に委託できる歳入の収納事務は、地方自治法施行令第 158 条第 1 項により限定列挙されており、現状のままではふるさと納税の徴収事務を私人に委託することができない。

本地域の課題として、かねてから生活の身近にある「コンビニ」を利用してふるさと納税したいと希望する意見があり、また、市としてもコンビニ収納を実施することにより歳入増が見込まれることから、特区を活用することにより、ふるさと納税の収入事務を私人に委託することを可能とし、コンビニからふるさと納税の手続きを行うことができる環境を整え、ふるさと納税利用者の利便性の向上及び本市の収入の確保並びにまちづくりの推進に取り組む。（※コンビニを活用した具体的な事業スキームは、別添資料『ふるさと納税インターネットCVS収納システム F－REGI公金支払いご提案書』を参照）

なお、クレジットカードは、地方自治法第 231 条の 2 第 6 項により私人への委託が認められており、本市のふるさと納税においても既に対応している。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I

私人の公金取扱いについては、公金の性格からその取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが求められるところであり、現行法上、私人に公金を取り扱わせることを禁止し、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか認められないこととされている。

一方、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合においては、地方公共団体が公金を取り扱うよりも私人に取り扱わせた方が適当な場合もあることから、一定限度で私人による公金の取扱いを認めているものである。

ご提案の寄附金については、相手方が特定される歳入であり、常時徴収するものでもないことから委託することが経済性の確保の要件に合致しないと考える。

また、ご提案のスキームについては、負担付き寄付についての判断をも私人が行うこととなる点について、問題があるものと考える。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右提案者意見を踏まえ、再度検討し、併せてクレジットカードと同等の取扱いができないかどうか回答されたい。

提案主体からの意見

コンビニ収納という極めて利便性の高い寄附手段が制限され、その結果、市の歳入の確保に支障が生ずるおそれがあることを考慮すれば、経済性の確保の要件には大いに合致していると考える。また、今回提案しているコンビニを活用した私人への収納委託は、現在地方自治法上認められているクレジットカード会社への収納委託と制度上何ら違いはなく、クレジットカードと同様のスキームを構築していることから、回答にあるような負担付き寄附に該当するケースは起こりえない。地方自治法上、クレジットカードが指定代理納付者制度として認められているのであれば、当然ながらコンビニにおいても同等の取扱いとすべきである。

再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	I

私人による公金の取扱いについては、公金の取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期する必要から、原則禁止しており、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合においては、一定限度でその取扱いが認められるところである。

ご提案の寄付金については、既に回答したとおり、上記要件に合致しないものであるが、今後、地方財務会計制度を含めた地方自治法の抜本的な見直しを検討することとしていることから、公金収納のあり方の検討の中で、各地方公共団体のご意見も踏まえ検討してまいりたい。

なお、貴市の『コンビニを活用した私人への収納委託は、現在地方自治法上認められているクレジットカード会社への収納委託と制度上何ら違いはなく』とのご指摘については、指定代理納付者制度と収納事務の委託制度とは法律の構成が異なること、つまり、指定代理納付者制度は、クレジットカード会社へ収納事務を委託するものではないことにご留意いただきたい。

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請

右提案者意見を踏まえ、再度検討し、併せて公金収納のあり方の検討の時期について具体的に明示し、回答されたい。

提案主体からの再意見

特区として対応する方法以外に、コンビニを活用したふるさと納税の収納を達成するためには、現在公金の収納を私人に委託することが認められている条文（地方自治法施行令第158条第1項）に「寄附金」という項目を追記する方法しかないことから、貴省の回答にあるように、今後、地方財務会計制度を含めた地方自治法の抜本的な見直しの中で、積極的にかつ早急に公金収納のあり方について、積極的かつ早急に「寄附金」の私人への取扱いを認められたい。

再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し	I
制度の考え方等については、既にお示ししているところ。 なお、地方財務会計制度全体の見直しの検討について、本年1月に発足した『地方行財政検討会議』等において、今後の具体的検討スケジュール及び検討項目、時期等について議論が進められる予定である。				

要　　請　　書

平成２２年６月

北海道市長会

4　寄附金税制の拡充に伴う取扱いについて

（要　旨）

平成２０年の税制改正において、「ふるさと」に対し貢献または応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から、地方自治体に対する寄附金税制の拡充が図られたところであります。

寄附金の受け入れにあたっては、各自治体においてこの制度を積極的に活用するために、周知・広報に努めているところですが、寄附者の利便性向上を図るため、コンビニエンスストア等で寄附金の収納ができるようにするとともに、申告手続きを簡素化することが重要であります。

つきましては、次の事項について、強く要請いたします。

記

１　地方自治体の歳入に係わる寄附金について、収納事務を委託できるようにすること。

２　ふるさと納税制度においては、寄附金控除に関する申告手続の負担軽減等を図ること。

ふるさと納税に関する必要経費について

		コンビニ収納	クレジットカード払い
イニシャルコスト（契約料金など）		０円 ～ １００，０００円	５０，０００円 ～ ３００，０００円
ランニングコスト	月額基本料金	１０，０００円／月 ～ １５，０００円／月	１，５００円／月 ～ ５，０００円／月
	１件当たり手数料	６０円／１件 ～ １２０円／１件	寄付金額の１％以上

（消費税別）

※これらの必要経費は、道が一般的な条件を基に複数の関係企業に調査した参考値であり、

①処理件数の多寡

②その他の公金扱いの有無

③個別オプションの有無

などにより変動する可能性があります。

（参考：平成２０年道内市町村のふるさと納税の実績）

１市町村の平均寄附件数（実績のあった市町村の平均値）	約２５件／１年
１件あたりの平均寄附金額	約１０７千円／１件

調査票（Ｐ１）

ふるさと納税のコンビニエンスストア収納に関する調査票

市町村名	
担当部課名	
担当者名	
電話番号	

～「ふるさと納税」について～

問１　「ふるさと納税」の実施状況（該当項目に○印）

①［　　］　現在、実施している（　　年　　月～実施）（→　問２）

②［　　］　行っていないが、行う予定がある。（→　問３）

③［　　］　行っていないし、今後も行う予定は無い。（→　問７）

問２　「ふるさと納税」の現在の収納方法（複数回答可、該当項目に○印）

①［　　］　自治体が発行する納付書での納付（手数料：無・有（1件　　円程度））

②［　　］　金融機関への振込（手数料：無・有（1件　　円程度））

③［　　］　郵便振替（手数料：無・有（1件　　円程度））

④［　　］　クレジットカード　（手数料：無・有（1件　　円程度））

⑤［　　］　現金書留

⑥［　　］　持参

⑦［　　］　その他
（具体的に記入してください。　　）

※　手数料は、貴自治体が金融機関等に支払う場合の１件あたりの金額を記入して下さい。
寄附者が手数料を負担する場合は、「無」を選択して下さい。

（→　問３）

調査票（P２）

～ 「ふるさと納税」の「コンビニ収納」が実現すると、
寄附される方は全国の最寄りのコンビニで２４時間振込みが可能になり、利便性が向上します。そうしたことから、「ふるさと納税」への理解や関心が高まり、収納件数の増加につながることが期待されます。
ただし、コンビニ収納を委託することに伴い、必要経費（1 件あたり手数料、年間基本料金等）の負担が想定されます。（別紙をご参照ください。）
これらを踏まえて以下の質問にご回答下さい ～

問３ 新たな収納手段である「コンビニ収納」の導入について（該当項目に○印）

①		前向きに導入を検討したい（→ 問４）
②		現段階では未定だが、必要経費等の条件次第で考えてみたい（→ 問４）
③		導入する考えはない（→ 問６）

問４ １件あたり手数料や年間基本料金がどのくらいであれば、「コンビニ収納」の導入が可能と考えますか。

１件あたり手数料	円程度/１件
年間基本料金	円程度/１年

※ １件あたり手数料は、収納１件あたりに個別に支払う手数料
年間基本料金は、上記手数料のほか、収納実績に関わらず年間で支払う固定経費

（→ 問５）

問５ 「コンビニ収納」の導入によって収納件数がどれくらい増加することを見込みますか。（期待値で結構ですので記入して下さい。）

１年間の収納件数の増加見込み	件

（→ 問７）

問６ コンビニ収納を導入する考えのない理由（複数回答可、該当項目に○印）

①		手数料などの費用がかかるため
②		事務的な手間が煩雑になるため
③		その他

（具体的に記入して下さい。）

（→ 問７）

問７　道州制特区に関するアイデア

貴市町村において、道や市町村への権限等の移譲や、法令の特例措置を行う事により、特色のある地域づくりが行えるような道州制特区提案のアイデアをお持ちでしたらご記入ください。
（内容の法的整理や類似提案との整理はこちらで行いますので、積極的にご記入お願いします。）

お忙しいところ調査にご協力いただき、ありがとうございました。

＜内容のお問い合わせ先＞
北海道総合政策部 地域主権局 道州制グループ
担当　：箭本(やもと)
電話　：011-204-5160（直通）
メール：yamoto.mitsuru@pref.hokkaido.lg.jp

（別紙）

コンビニ収納で想定される必要経費（収納代行業者からの聞き取り結果）

	想定される必要経費
１件あたり手数料	６０円～１２０円/件
年間基本料金	１２０，０００円～１８０，０００円 （月額１０，０００円～１５，０００円）

（税別）

（注）
- 上記の金額については、あくまでも目安であり、実際の契約内容等により変動する可能性がある。
- １件あたり手数料は、収納１件あたりに個別に支払う手数料。
  年間基本料金は、上記手数料のほか、収納実績に関わらず年間で支払う固定経費。
- ふるさと納税に係るコンビニ収納が年に１件からでも対応していただくことを前提としている。
- 対象となるコンビニエンスストアは全国チェーンを中心に１５社程度。
- 上記以外に、初年度のみに係る初期契約料や収納データの送受信を行うためのソフトインストール代などの費用が別途発生するケースもある。

「ふるさと納税」のコンビニエンスストア収納に関する調査結果

【調査概要】

・調査対象：道内179市町村
・回答数：179市町村
・実施時期：平成22年9月～10月
・目　　的：ふるさと納税のコンビニエンスストア収納に関するニーズ等を把握するため

問1 「ふるさと納税」の実施状況

	回答市町村数
① 現在、実施している	178
② 行っていないが、行う予定あり	0
③ 行っていないし、今後予定は無し	1

問2 「ふるさと納税」の現在の収納方法（複数回答可）

	回答市町村数	比率	うち手数料負担のある市町村の手数料平均
① 自治体が発行する納付書での納付	116	65%	¥105
② 金融機関への振込	102	57%	¥390
③ 郵便振替	129	72%	¥77
④ クレジットカード	4	2%	※
⑤ 現金書留	127	71%	
⑥ 持参	148	83%	
⑦ その他	0	0%	

※寄付金額の数%等個別条件

問3 新たな収納手段である「コンビニ収納」の導入について

	回答市町村数	比率
① 前向きに導入を検討したい	1	0.6%
② 現段階では未定だが、必要経費等の条件次第で考えてみたい	43	24.2%
③ 導入する考えはない	134	75.3%

問4 「コンビニ収納」の導入が可能な1件あたりの手数料、年間基本料金（44市町村中）

1件あたりの手数料	20～59円	60～99円	100～120円	121～199円	200～299円	1000円	未定等	平均金額
回答市町村数	11	9	10	0	2	2	10	¥131

年間基本料金	なし	1万円未満	1万～2万円	2万～7万円	7万～12万円	12～18万円	未定等	平均金額
回答市町村数	14	4	6	7	0	7	6	¥33,000

（年間基本料金 ○円～△円：○円以上△円未満を意味します）

問5 「コンビニ収納」の導入によって、見込まれる収納増加件数（44市町村中）

1年間の収納件数の増加見込み	1～5件	6～10件	11～20件	21～30件	31～50件	未定等	平均件数
回答市町村数	16	8	5	4	3	8	13.1

（H21年度ふるさと納税導入済市町村の平均収納件数は約28件）

問6 「コンビニ収納」を導入する考えのない理由（複数回答可）

	回答市町村数
① 手数料などの費用がかかるため	107
② 事務的な手間が煩雑になるため	42
③ その他	46

（その他の主な理由は、「ニーズが見込まれない」「件数の増加が見込めない」「町税等のコンビニ収納が優先」など）

認定ＮＰＯ法人制度の認定要件の緩和について

1　認定ＮＰＯ法人とは

特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することについて一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けた法人。

認定ＮＰＯ法人に対して寄附した場合の寄附金控除など、税制上の特例措置が適用される。（特定非営利活動促進法第 46 条の２、租税特別措置法第 66 条の 11 の２）

2　税制上の特例措置

（１）寄附者に対する税制上の特例措置

①個人が寄附した場合の特例措置

・　個人が認定ＮＰＯ法人に寄附した場合、所得税の計算において、寄附金の額から２千円を差し引いた額を、所得金額から控除できる。（特措法第 41 条の 18 の３）

※ 22 年度税制改正により、差し引き額が５千円から２千円に引き下げられた。

・　認定ＮＰＯ法人のうちから都道府県又は市町村が条例で指定した法人に、個人が寄附した場合、地方税である個人住民税の計算において、寄附金控除が適用される。（地方税法第 37 条の２及び第 314 条の７。２０年度税制改正により追加）

※寄附者の住所地の都道府県の条例により指定されている認定 NPO 法人に寄附した場合
→寄附金額から５千円を差し引いた額の４％を都道府県民税から税額控除
寄附者の住所地の市町村の条例により指定されている認定 NPO 法人に寄附した場合
→寄附金額から５千円を差し引いた額の６％を市町村民税から税額控除

②法人が寄附した場合の特例措置

法人が認定ＮＰＯ法人に寄附した場合、法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、認定ＮＰＯ法人に対する寄附金についての別枠の損金算入限度額が設けられている。（特措法第 66 条の 11 の２第２項）

③相続人が相続財産を寄附した場合の特例措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が認定ＮＰＯ法人に相続財産を寄附した場合、相続税の計算において、寄附した相続財産は相続税の課税対象から除かれる。（特措法第 70 条第１項、第 10 項）

（２）法人自身に対する税制上の特例措置

④認定ＮＰＯ法人の「みなし寄附金制度」

認定ＮＰＯ法人の収益事業に属する資産から収益事業以外の事業のために支出した金額を、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、一定の範囲内（所得金額の 20％相当額まで）で損金算入することができる。（特措法第 66 条の 11 の２第１項、法人税法第 37 条第５項）

3　認定の有効期間（特措法第 66 条の 11 の２第４項）

５年間
（制度発足当初は２年間だったが、20 年４月以後の認定申請から５年に延長された）

4　認定を受けるための要件（特措法 66 条の 11 の 2 第 3 項、施行令 39 条の 23 第 1 項）

ＮＰＯ法人のうち、次の（１）から（８）までの要件を満たすもの。

（１）パブリックサポートテスト（ＰＳＴ）が一定の基準以上であること。

実績判定期間（※1）において、　$\dfrac{\text{寄附金等収入金額（※2）}}{\text{経常収入金額（※3）}} \geqq \dfrac{1}{5}$　（※4）

※１　実績判定期間は、本則では過去５事業年度であるが、２１年４月以降、初回及び２回目の認定に限り、２年とすることもできる。（２２年３月末までの特例措置）

※２　寄附金等収入金額は、寄附金や社員からの会費

※３　経常収入金額は、総収入金額から国等からの補助金・委託事業費などを除いた金額

※４　本則では３分の１であるが、２０年４月以降、５分の１に緩和されている。（２３年３月末までの特例措置）

なお、一定の要件を満たす小規模法人は、簡易な計算式によるＰＳＴを選択することできる。

（２）事業活動において、会員など特定の者に対する活動の占める割合が２分の１未満であること。

（３）運営組織及び経理が適切であること。
①役員に占める役員の親族等の割合が３分の１以下であること。
②役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が３分の１以下であること。
③会計について、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。
④不適正な経理を行っていないこと。

（４）事業活動の内容が適正であること。
①宗教活動、政治活動等を行っていないこと。
②役員、社員または寄附者等に特別の利益を与えないこと。また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。
③総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費が８０％以上であること。
④受け入れた寄附金の７０％以上を特定非営利活動に係る事業費に充当していること。

（５）情報公開を適切に行っていること。
（６）法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
（７）設立の日から１年を超える期間が経過していること。
（８）所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付を受けていること。

5　認定までの流れ

（１）申請書の提出（特措法施行令第 39 条の 23 第 4 項、第５項）
認定を受けようとするＮＰＯ法人は、主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に、法令に定める必要書類を添付して、申請書を提出する。

（２）審査、認定・不認定の決定通知（特措法第 66 条の 11 の２第６項、第７項）
国税庁長官は、審査及び必要な調査を行い、認定又は不認定を決定し、通知する。

（３）認定等の公示（特措法第 66 条の 11 の２第８項）
国税庁長官は、認定ＮＰＯ法人として認定を行った場合は、官報において公示する。認定を取り消した場合も、同様に公示する。

6　平成２２年度税制改正による改善措置（平成22年4月1日施行）

（１）認定要件の特例措置の延長
　パブリックサポートテストの実績判定期間を２年とすることができる特例の適用期限が、初回の認定申請について１年延長され、平成２３年３月末までとなった。

（２）添付書類等の簡素化
・　事業報告書など、すでに内閣府又は都道府県に提出した書類については、申請書等への添付が不要となった。
・　寄附者名簿について、初回の認定申請書の添付書類であることが明確化されるとともに、各事業年度の報告書類からは除外されることとなった。（ただし、寄附者名簿の５年間保存は義務づけられた。）

（３）所得税の寄附金控除の適用下限額の引き下げ
　個人が支出した認定ＮＰＯ法人への寄附金に係る所得税の寄附金控除の適用下限額が、５千円から２千円に引き下げられた。（２２年分以降の所得税から適用）

（４）標準処理期間の設定
　認定申請の標準処理期間（６か月）を設定し、この期間内に処理を行う。

（５）事前相談体制の充実
　各都道府県庁所在地にある税務署に、事前相談に係る面接相談窓口を設ける。
※従来、ＮＰＯ法人との面接相談は各国税局においてのみ実施していたが、各都道府県庁所在地にある税務署においても、面接相談を受けることができるようにする。

7　認定ＮＰＯ法人制度の見直しに向けた国の動き

　新政権においては、「新しい公共」の実現に向けた税制面の改革を図るため、政府税制調査会に、総務副大臣を座長とする「市民公益税制プロジェクトチーム」を設置し、本年４月８日に「中間報告」を取りまとめた。

【政府税制調査会「市民公益税制プロジェクトチーム中間報告」の概要】

<u>１　所得税の税額控除制度の導入</u>
・　個人が認定ＮＰＯ法人等に寄附を行った場合、新たに税額控除を導入することとし、現行の所得控除との選択制とする。

<u>２　認定ＮＰＯ法人の認定基準等の見直し</u>
・　事業収入が多いＮＰＯ法人でもパブリックサポートテスト（ＰＳＴ）をクリアしやすくするため、ＰＳＴに一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する基準を導入する。
・　地方自治体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づいて独自に指定したＮＰＯ法人については、ＰＳＴ要件等を求めないこととする。
・　ＮＰＯ法人のスタートアップを支援するため、ＰＳＴを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する。
・　国税庁が行っている認定事務について、ＮＰＯ法人の設立認証を行った地方自治体が行う仕組みについて、地方団体等と協議しつつ検討する。
・　認定ＮＰＯ法人の「みなし寄附金制度」について、所得金額に対する割合（現行２０％）について、社会福祉法人等とのバランスに配慮しつつ、引き上げを検討する

<u>３　地域において活動するＮＰＯ法人等の支援（個人住民税）</u>
・　個人住民税の寄附金税額控除について、国税庁の認定を受けていないＮＰＯ法人でも地方自治体が条例に基づき指定できる仕組みを導入する。

・　「ふるさと寄附金」を活用した地方自治体によるＮＰＯ法人への支援を促進するため、寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備する。
・　個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の５千円から２千円へ引き下げる。

４　今後の進め方

上記の諸施策について、２３年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進めていく。

※内閣府では、この「市民公益税制ＰＴ中間報告書」を踏まえ、平成２３年度税制改正要望において、認定ＮＰＯ法人に係る税制上の特例措置を財務省に要望している。

NPO 法人の税制の概要

			NPO 法人	認定 NPO 法人	見直し方向（政府税制調査会）
法人への課税	国税	法人税	・収益事業から生じた所得に対して課税 ・税率　年間所得 800 万円以下 18.0 % 年間所得 800 万円超　30.0 %	・「みなし寄附金制度」が適用 ～収益事業から得た収入のうち、収益事業以外の事業に支出した金額を、所得金額の 20 %を限度に損金参入することができる。（課税所得が軽減され、法人税額が軽減される）	・「みなし寄附金制度」について、損金参入できる限度額（現行は所得金額の 20%）の引き上げを検討　（課税所得が現行以上に軽減され、法人税額が軽減される）
		地方法人特別税 （H20 より法人事業税の一部を分離し、創設）	・法人事業税の納税義務者に対して課税 ・税率　法人事業税額の 81%	・課税所得の軽減に伴い、軽減される。	（課税所得の軽減に伴い、軽減される。）
	地方税	法人都道府県民税	・収益事業を行っている法人に課税 ・税額　均等割　年額 2 万円 法人税割　法人税額の 5.0 %	・法人税額の軽減に伴い、軽減される。	（法人税額の軽減に伴い、軽減される。）
		法人市町村民税	・収益事業を行っている法人に課税 ・税額　均等割　年額 5 万円 法人税割　法人税額の 12.3 %		
		法人事業税 （都道府県税）	・収益事業を行っている法人に課税 ・税率　年間所得 400 万円以下　2.7 % 年間所得 400 ～ 800 万円 4.0 % 年間所得 800 万円超　5.3 %	・課税所得の軽減に伴い、軽減される。	（課税所得の軽減に伴い、軽減される。）
法人への寄附者の税制特例措置	国税	所得税		・個人が認定 NPO 法人に寄附した場合、寄附金額から 2000 円を引いた金額を、所得金額から控除できる。（課税所得が軽減される）	・個人が認定 NPO 法人に寄付した場合、新たに税額控除方式を導入し、現行の所得控除との選択制とする。
		相続税		・相続人が相続財産を認定 NPO 法人に寄附した場合、相続税の課税対象から除外される	（特に記載なし）
		法人税	・法人が NPO 法人に寄附した場合、一般寄付金の損金算入限度額の範囲内で損金算入できる。	・法人が認定 NPO 法人に寄附した場合、一般寄付金とは別枠の特別損金算入限度額が設定される。（一般寄附金分に加えて別枠分の寄附金を損金算入でき課税所得が軽減される）	
	地方税	個人都道府県民税		・寄附者の都道府県の条例により指定されている認定 NPO 法人に寄附した場合、一定金額を税額控除される。 税額控除額＝（寄附金－ 5000 円）X4%	・適用下限額を 5000 円から 2000 円に引き下げる。 ・都道府県及び市町村が、国税庁長官の認定を受けていない NPO 法人でも、条例に基づき指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除を行うことができる制度を創設する。 また、条例に基づき指定した NPO 法人については、PST 要件等を求めずに認定 NPO 法人の認定に反映させる仕組みを導入する。
		個人市町村民税		・寄附者の市町村の条例により指定されている認定 NPO 法人に寄附した場合、一定金額を税額控除される。 税額控除額＝（寄附金－ 5000 円）X 6 %	

認定NPO法人制度の見直しの検討方向

検討のポイント		公益法人 （公益社団法人・公益財団法人）	認定NPO法人 （現行制度）	見直し方向 政府税調PT中間報告（H22.4）	見直し方向 内閣府税制改正要望（H22.8）
①認定権限	・国税庁から北海道に移す	・事務所が所在する都道府県 ・２以上の都道府県に事務所を設置するものは、内閣府）	・国税庁 (参考) NPO法人の設立認証は、都道府県または内閣府	・NPO法人の設立認証を行った地方団体等が認定を行う仕組みについて、地方団体等と協議しつつ検討	・認定機関のあり方について、国税庁から地方団体等に移管する方向（具体的仕組みについては、今後協議し検討する）
②認定基準	・北海道に裁量権を与える	（認定基準） ・公益法人認定法に規定 ①公益目的事業を行うことを主たる目的とすること ②公益目的事業比率が２分の１以上 ③同一親族等が役員の３分の１以下 ④公益目的事業に係る収入がその実施に係る適正費用を超えない など （認定手続） ・有識者からなる合議制の機関への諮問・答申を義務づけ（北海道では、北海道公益認定等審議会を設置）	（認定基準） ・租税特別措置法施行令に規定 ①パブリックサポートテスト（PST）が一定基準（5分の1）以上 ②会員等向け事業比率２分の１未満 ③同一親族等が役員の３分の１以下 ④総事業費に占める特定非営利活動の事業比率が80%以上 など （認定手続） ・税務署→国税局→国税庁に進達	（認定基準） ① PSTに一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する基準を導入する ②地方自治体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づいて独自に指定したNPO法人については、PST要件等を求めない ③法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくても寄附優遇が受けられる「仮認定」の仕組みを導入	①PSTに3,000円以上の寄附者が100名以上で判定できる基準を導入する ②地方自治体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づいて独自に指定したNPO法人については、PST要件等を求めない ③法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくても寄附優遇が受けられる「仮認定」の仕組みを導入
③税制優遇措置	・公益法人と同程度にする	（法人税の特例措置） ・公益目的事業は非課税 ・公益目的事業以外の収益事業から生じた所得に対して課税（税率30％） ・みなし寄附金制度（収益事業の収入から公益目的事業に支出した金額を寄附金とみなして損金算入できる） ※所得金額の５０％（または公益目的事業実施必要額）	（法人税の特例措置） ・収益事業から生じた所得に対して課税（税率30％） ・みなし寄附金制度（収益事業の収入から収益事業以外の事業に支出した金額を寄附金とみなして損金算入できる）※所得金額の２０％を限度	（法人税の特例措置） ・みなし寄附金制度について、所得金額に対する割合（現行２０％）について、社会福祉法人等とのバランスに配慮しつつ、引き上げを検討	・みなし寄附金制度について、損金算入できる限度額を、社会福祉法人・学校法人並みの所得金額の５０％（または200万円）へ引き上げる
		（寄附者に対する特例措置） ・個人が寄附した場合、寄附金額から2000円を引いた金額を所得控除できる ・法人が寄附した場合、一般寄附金とは別枠の特別損金算入限度額が設定される ・相続人が相続財産を寄附した場合、相続税の課税対象から除外される	（寄附者に対する特例措置） ・個人が寄附した場合、寄附金額から2000円を引いた金額を所得控除できる ・法人が寄附した場合、一般寄附金とは別枠の特別損金算入限度額が設定される ・相続人が相続財産を寄附した場合、相続税の課税対象から除外される	（寄附者に対する優遇措置） ・個人が寄附を行った場合、新たに税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする	・所得税に税額控除方式（寄附金額の50%、税額の25％を限度）を導入し、所得控除との選択制とする
		・寄附者の都道府県・市町村の条例により指定されている法人に寄附した場合、個人住民税から一定金額を税額控除される（適用下限額5000円）	・寄附者の都道府県・市町村の条例により指定されている法人に寄附した場合、個人住民税から一定金額を税額控除される（適用下限額5000円）	・個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5000円から2000円に引き下げ ・個人住民税の寄附金税額控除について、国税庁の認定を受けていないNPO法人でも、地方自治体が条例に基づき独自に指定できる仕組みを導入	・個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5000円から2000円に引き下げ ・個人住民税の寄附金税額控除について、国税庁の認定を受けていないNPO法人でも、地方自治体が条例に基づき独自に指定できる仕組みを導入

平成23年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府）

<table>
<tr><td>制　度　名</td><td colspan="2">特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置</td></tr>
<tr><td>税　　目</td><td colspan="2">法人税・所得税</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要望の内容</td><td colspan="2">「新しい公共」の実現に向けて、認定特定非営利活動法人制度について、「市民公益税制ＰＴ中間報告書」を踏まえ、以下の措置を要望する。

１．所得税に税額控除方式（控除率：国税40%、地方税：10%、控除限度額：25%）を導入し、所得控除との選択性とすること。
２．パブリック・サポート・テスト（ＰＳＴ）に、3,000円以上の寄附者が100名以上で判定できる基準を導入すること。
３．地方団体が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した特定非営利活動法人については、ＰＳＴ要件等を求めないこととすること。
４．特定非営利活動法人のスタートアップを支援するため、ＰＳＴを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入すること。
５．みなし寄附金の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更生保護法人並みの、所得金額の50%（または200万円）へ引き上げること。
６．パブリック・サポート・テスト（ＰＳＴ）の基準値を1/5とする特例を恒久化すること。

（租税特別措置法第41条の18の3、第66条の11の2、同法施行令第39条の23、同法施行規則第22の12、特定非営利活動促進法第46条、法人税法第37条、同法施行令第73条、同法施行規則第22条の5、所得税法第78条関係）</td></tr>
<tr><td>平年度の減収見込額</td><td>（１．に関して）　約▲120百万円
（５．に関して）　約▲7百万円
この他、条例指定による法人のみなし寄附金控除額に伴うもの　約▲35百万円</td></tr>
<tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（　―　百万円）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="2">新設・拡充又は延長を必要とする理由</td><td colspan="2">(1) 政策目的
公共的な活動を行う機能は、従来の行政機関、公務員だけが担うのではなく、国民や市場・企業も含めた多様な担い手が、多様な分野において共助の精神で参加することによって担われる必要がある。これがいわゆる「新しい公共」のイメージであり、この担い手の一つが特定非営利活動法人である。
同法人は現在全国で約 4 万法人を数えるが、財政基盤に不安を抱えているところも多く、活動の継続性を確保するためには、今まで以上に寄附を集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。
上記の状況を踏まえて、税制調査会の下に「市民公益税制ＰＴ」が設置され、寄附優遇税制の拡充や認定ＮＰＯ法人の認定基準の見直し等について集中的な議論が行われ、その成果が今回「中間報告書」という形でまとめられた。
今回は、上記の問題意識の下、それに対応する施策をとりまとめた「中間報告書」の主な施策について、改めて税制改正要望するものである。
(2) 施策の必要性
（公益性の有無）特定非営利活動法人の行う活動は、「不特定かつ多数のもののための利益の増進に寄与する」ものであり、（法第 2 条第 1 項）、いわゆる「公益性」を有する活動である。今回の要望に関する施策は、同法人の財政基盤に資することを目的としており、その意味で公益性を有しているといえる。
（政府の関与の必要性）特定非営利活動法人は、他の営利法人と比べて自らの力で収益を上げ、財政状況を改善する力が必ずしも強いとはいえないこと、また、活動分野は公益として必要ではあるものの、従来の行政では必ずしもカバーしていない分野も多いこと等から、特定非営利活動法人に関する税制改正を要望するもの。
（国と地方の役割分担の適切さ）上記「中間報告書」においては、認定機関のあり方について、従来の国税庁から、法人と身近に接し活動内容を的確に把握することができる地方団体等に移管する方向性が示されている（具体的仕組みについては、今後協議し検討する）。また、個人住民税の寄附金控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて、法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みの導入等の方向性も示されている。このように、施策の実施において、地方団体も独自性を発揮できる仕組みが考えられている。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">今回の要望に関連する事項</td><td rowspan="5">合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>政策分野・・・市民活動促進
政策・・・・・市民活動の促進
施策・・・・・市民活動の促進</td></tr>
<tr><td>政策の達成目標</td><td>特定非営利活動法人の財政基盤を整備し、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進を図ること。</td></tr>
<tr><td>租税特別措置の適用又は延長期間</td><td>―――――――――――――――</td></tr>
<tr><td>同上の期間中の達成目標</td><td></td></tr>
<tr><td>政策目標の達成状況</td><td>認定特定非営利活動法人数
173 法人（平成 22 年 8 月 1 日現在）</td></tr>
</table>

第４０回委員会追加資料

認定ＮＰＯ法人の認定手続きの概要

北海道地域主権局作成

1　現　行

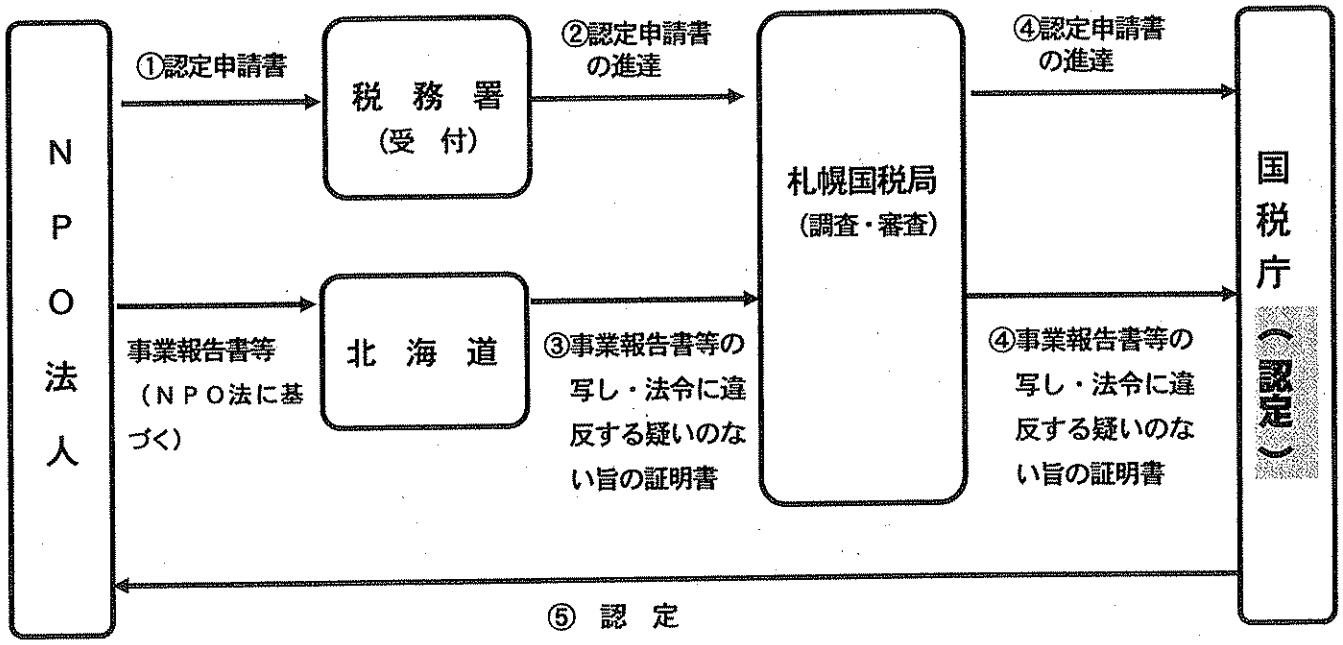

・標準処理期間は６ヶ月。（税務署の受付及び札幌国税局の調査・審査を経て、国税庁長官の認定まで）
・相談業務は札幌国税局のみで実施している。

2　道への権限移譲後

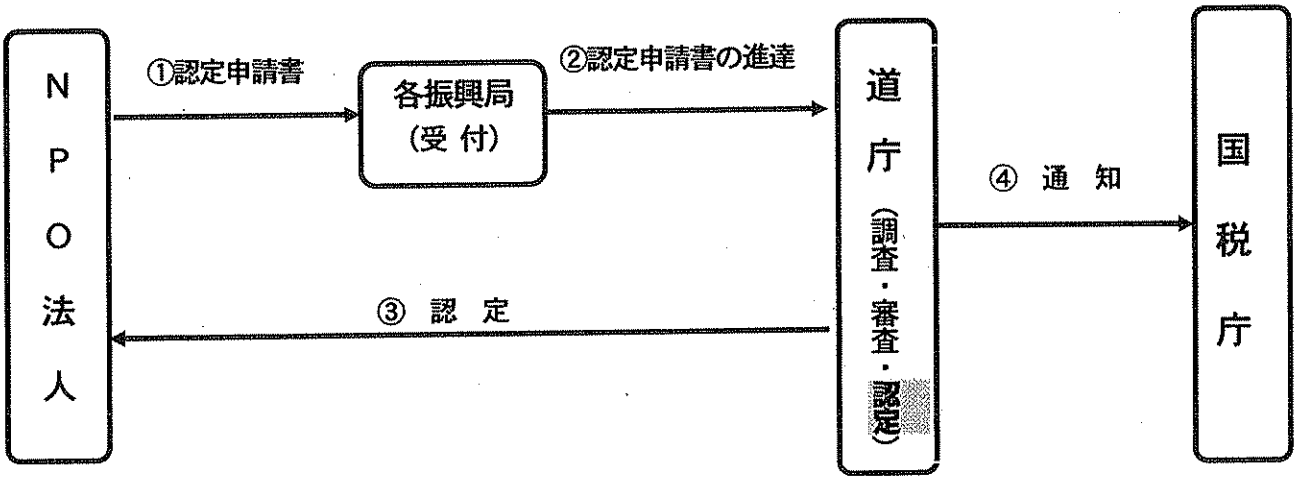

権限移譲後のメリット

・道で調査・審査・認定を一連で行うことにより、事務処理期間を短縮できる可能性がある。
・相談業務を本庁及び各振興局で実施することで、ＮＰＯ法人にとって身近な相談が可能となる。
・ＮＰＯ法人の認証（法人格の取得）と認定ＮＰＯ法人の認定が道でのワンストップで可能となる。

認定ＮＰＯ法人の権限移譲後の認定業務（イメージ）

ＮＰＯ法人の設立
〔特定非営利活動を行うことを主たる目的とする等の一定の要件を満たすものとして、ＮＰＯ法に基づき、北海道が設立を認証（法人格の取得）。〕

↓

事前相談 〔本庁・振興局〕	**必要に応じ事前相談を実施** ※認定要件を満たしているか、ＮＰＯ法人に事前チェックを依頼

↓

申請書の提出 〔振興局〕 ↓ 〔本　庁〕	**ＮＰＯ法人の事務所の所在地の所轄している振興局に申請書及び添付書類を提出** (1) 租税特別措置法に基づく提出書類 ①申請書　②寄付者名簿　③認定を受けるための要件を満たしている書類（認定要件チェック表） ④寄附金を充当する予定の事業内容を記載した書類 (2) ＮＰＯ法に基づく提出書類（既に提出済みの書類で可） ①事業報告書　②財産目録　③貸借対照表　④収支計算書　⑤社員名簿　⑥定款など

↓

ＮＰＯ法人の実態調査 〔本　庁〕	**認定の該当性や申請書類の記載を確認** **＜確認する資料（例）＞** ①事業活動内容がわかる資料（パンフレット、会報誌等） ②従業員一覧・給与台帳 ③帳簿・取引記録 ④事業費の内容がわかる資料（事業活動の対象、イベント等の実績、支出先など） ⑤寄附金・会費の内容がわかる資料（現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典など）　など

↓

申請書類の審査 〔本　庁〕	**＜認定要件を審査＞** (1) ＰＳＴ（パブリック・サポート・テスト）基準 ・収入金額に占める寄附金の割合が２０％以上であること ・または、3,000円以上の寄付者が100名以上いること（平成２３年度税制改正要望） (2) 事業活動において、共益的な活動の占める割合が５０％未満であること (3) 運営組織及び経理が適切である。 〔役員に占める役員の親族等の割合が１／３以下であること 会計について公認会計士等の監査を受けているか　等〕 (4) 事業活動の内容が適切である（宗教活動等を行っていない等）　など

↓

ＮＰＯ法人の認定
〔ＮＰＯ法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき要件を満たすものとして認定。〕

認定ＮＰＯ法人の税制優遇措置の拡充による地方税への影響（シミュレーション）

※国の試算額（地方税）をもとに、道内の地方税収入への影響額を試算。

内閣府から財務省に提出 ＜平成２３年度税制改正要望事項（地方税）＞

(1) 法人への寄付者の課税 ⇒ 個人住民税の減収

①個人が認定ＮＰＯ法人に寄附した場合、新たに税額控除方式（控除率：寄附金額の５０％、控除限度額：税額の２５％限度）を導入し、現行の所得控除との選択制とする。

②地方公共団体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づいて独自に指定したＮＰＯ法人については、ＰＳＴ要件を求めないこと

③法人のスタートアップ支援のため、ＰＳＴ要件を満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する。

(2) 法人への課税 ⇒ 法人住民税及び法人事業税の減収

①「みなし寄附金制度」について、損金参入できる限度額を所得金額の２０％から５０％に引き上げ、課税所得が軽減され、法人住民税及び法人事業税が軽減される。

内閣府の試算（全国）

1　制度改正等による認定ＮＰＯ法人数の試算

(1) 認定ＮＰＯ法人数	約　４００法人	(H22.11月現在の認定ＮＰＯ法人 186の約2.2倍)
(2) 地方公共団体が条例に基づき指定するＮＰＯ法人数	約　７００法人	(H22.11月現在のＮＰＯ法人40,689の約1.7%)
(3) 仮認定ＮＰＯ法人数	約　７００法人	(H22.11月現在のＮＰＯ法人40,689の約1.7%)
(4) みなし寄附金制度を活用するＮＰＯ法人数	約　３０法人	(認定ＮＰＯ法人見込み数 400の約8%)

2　税制改正による減収見込みの試算

(1) 法人への寄付者の課税

①新たに税額控除方式の導入に伴う、個人住民税の減収見込み

約６，０００万円　(認定ＮＰＯ法人＋仮認定ＮＰＯ法人：１法人当たり５．５万円)

②個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人の拡大に伴う減収見込み

約　９００万円　(条例に基づき指定されたＮＰＯ法人：１法人当たり１．３万円)

(2) 法人への課税

①みなし寄附金の損金算入限度額の引き上げに伴う、法人住民税及び法人事業税の減収見込み

約　２３０万円　(みなし寄附金制度を活用するＮＰＯ法人：１法人当たり７．７万円)

(3) 合　計　**約７，１３０万円**

道内自治体への影響（試算）　※内閣府の試算を北海道に置き換える

1　制度改正等による認定ＮＰＯ法人数の試算

(1) 認定ＮＰＯ法人数	約　９法人	(H22.11月現在の認定ＮＰＯ法人 4の約2.2倍)
(2) 北海道が条例に基づき指定するＮＰＯ法人数	約　２７法人	(H22.11月現在のＮＰＯ法人 1,606の約1.7%)
(3) 仮認定ＮＰＯ法人数	約　２７法人	(H22.11月現在のＮＰＯ法人 1,606の約1.7%)
(4) 道内でみなし寄附金制度を活用するＮＰＯ法人数	約　１法人	(認定ＮＰＯ法人見込み数 9の約8%)

2　地方税の減収見込みの試算

(1) 法人への寄付者の課税

①新たに税額控除方式を導入に伴う個人住民税の減収見込み

約１９６万円　(認定ＮＰＯ法人＋仮認定ＮＰＯ法人：３６法人×５．５万円)

②個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人の拡大に伴う減収見込み

約　３５万円　(条例に基づき指定されたＮＰＯ法人：２７法人×１．３万円)

(2) 法人への課税

①みなし寄附金の損金算入限度額の引き上げに伴う、法人住民税及び法人事業税の減収見込み

約　８万円　(みなし寄附金制度を活用するＮＰＯ法人数：１法人×７．７万円)

(3) 合　計　**約２３９万円**

■特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）

第四十六条　特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び」と（中略）する。

第四十六条の二　特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

■租税特別措置法（昭和三十二年三月三十一日法律第二十六号）

（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例）
第四十一条の十八の三　個人が、第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項 に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした場合には、当該寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）
第六十六条の十一の二　その事業年度終了の日において認定特定非営利活動法人である法人がその収益事業（法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）に属する資産のうちから支出した寄附金の額がある場合における特定非営利活動促進法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条の規定の適用については、同項中「第三十七条の規定を適用する場合」とあるのは、「第三十七条の規定を適用する場合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七条の規定を適用する場合を除く。）」とする。
2　法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうちに認定特定非営利活動法人に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額がある場合における法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第四項中「）の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「）及び認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、これらの寄附金」とする。

3　前二項に規定する認定特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものを除く。）をいう。
4　前項の認定の有効期間は、国税庁長官の定める日から同日以後五年を経過する日までの期間とする。
5　国税庁長官は、第三項の認定を受けた法人について政令で定める要件を満たさないこととなつたと認められる場合その他政令で定める場合には、その認定を取り消すものとする。この場合において、その認定が取り消されたときは、前項の規定にかかわらず、第三項の認定は、その効力を失う。
6　国税庁の当該職員又は第三項の認定を受けた法人（当該認定の申請をしている法人を含む。）の主たる事務所の所在地若しくは納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該認定又は当該認定の取消しに関し必要な調査をすることができる。
7　国税庁長官は、第三項の認定をしたときはその旨を、当該認定をしないことを決定したとき又は当該認定を取り消したときはその旨及びその理由を当該認定の申請をした法人又は当該認定を受けていた法人に通知しなければならない。
8　国税庁長官は、第三項の認定をしたときは、財務省令で定めるところにより、その法人の名称、当該認定の有効期間その他の事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたとき又は当該認定を取り消したときについても、同様とする。
9　第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）
第七十条　相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらの者と同法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。
2～9　略
10　第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を第一項に規定する申告書の提出期限までに第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する贈与をした場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定」とあるのは「第十項において準用する前項の規定」と、第五項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、「同項の贈与又は第三項の支出」とあるのは「第十項の贈与」と読み替えるものとする。